

EUSI メールマガジン Vol. 037 「国際社会における立憲主義と EU」(南諭子)

EUSI (EU Studies Institute in Tokyo)は、一橋大学・慶應義塾大学・津田塾大学の3校のコンソーシアムによるEUに関する教育・研究・広報を行う拠点です(詳しくは以下をご覧ください)
http://eusi.jp/content_jp/aboutus/about_eusi/

【EUSI Commentary Vol. 024】

「国際社会における立憲主義と EU」

南諭子 (津田塾大学学芸学部准教授)

「憲法改正論」をめぐる議論が、政治家、法曹関係者、そして市民に広がるなか、立憲主義とはなにかという問題が注目を集めている。憲法は人権を保障し権力をしぼるものであるとする理解から、与党自民党の憲法改正草案についても様々な議論が展開されている。

国際法学においても、このところ立憲主義の議論が盛んである。国際法は、主権国家間の法としてあるがゆえに、ともすれば各国の国内法秩序に埋没してしまう。国内法秩序とは別個の統一的な法秩序として国際法秩序を描き出すことは、国際法学の伝統的な課題であった。これに加えて、多角的貿易体制の確立を目指すWTO協定上の義務が環境条約上の義務と抵触するというような、いわゆる「国際法の断片化」問題への対応として、様々な分野ごとに発展している国際的なレジームを統一する法秩序の模索という新たな課題が生まれている。統一的な法秩序をどのように見出すかという伝統的かつ新しい課題が、人権保護意識の国際的な広がりや深化とともに、立憲主義をめぐる議論の進展を後押ししている。すなわち、「普遍的な」人権規範に基づく統一かつ階層的な国際法秩序の構想である。

グローバルな人権問題にEUが関わり、国際法秩序とEU法秩序の関係が問題となった事例としてKadi事件がある。テロリズムに関する制裁対象を国連レベルで具体的に特定する、いわゆる「狙い打ち制裁」による人権侵害に関する事件である。国際的なテロリズムに対応するために、国連憲章第7章に基づきテロ行為関係者の資産凍結等を要求する安保理決議が採択され、国連の制裁委員会によって指定された狙い打ち制裁の対象者が、同決議に従った「共通の立場」を実施するための規則について、財産権等の基本的人権の侵害を理由にその無効を求めて第一審裁判所に訴訟を提起した事案である。

第一審判決(Case T-315/01)は、国際法の観点からは、国連憲章に基づく国連加盟国の義務は、他の国内法又は国際条約(欧州人権条約・欧州共同体条約を含む)によるあらゆる義務に明確に優先すると判示した。ここで国際法秩序は、国連憲章を上位法とする階層的な法秩序としてとらえられている。判決は、共同体諸機関の行為が、基本的憲法的憲章である共同体条約に基づく司法審査を免れられないとしつつも、当該規則について基本権の観点から合法性審査を行うことは、安保理決議の合法性を間接的に審査することを意味し、それは正当化できないとする。すなわち、このような安保理決議は、原則として共同

体裁判所による司法審査の範囲外であるとするのである。ただし、あらゆる国際法主体を拘束し、逸脱不可能な上位法として理解されている強行規範、特に人権の普遍的保護に関する強行規範に照らして審査することは可能であると、主張された人権侵害について実質的に検討した上で、権利侵害はなかったとして原告の訴えを退けた。

...

(続きはこちら↓)

<http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/eusi/eusicommentary/vol24.pdf>

【EUSI イベントご案内】

ジャン・モネ EU 研究センター(慶應義塾大学)・EUSI 共催特別講演会

日時: 2013年12月5日(木) 14:45-16:15

会場: 慶應義塾大学三田キャンパス 西校舎 528 番教室

「世界とEUを見る眼」

刀祢館久雄 (日本経済新聞本社編集局総務・日経アメリカ前社長)

参加: 無料・登録不要

<http://eusi-politics.tumblr.com/post/68049250662/eu-2013-12-5>

また、上智大学ヨーロッパ研究所より以下のご案内が届いています。

国際シンポジウム

「人の移動と地域統合 高度人材獲得に向けたEUの地域戦略 アジア・日本への示唆」

日時: 2013年12月13日(金) 13:30-17:30・14日(土) 10:00-17:30

会場: 上智大学四谷キャンパス 2号館 17階 2-1702

主催: IDE-JETRO、上智大学ヨーロッパ研究所、日・EU 科研費研究グループ

後援: 経済産業省、法務省、国際移住機関(IOM)

参加: 無料・事前申込要

<http://www.ide.go.jp/Japanese/Event/Sympo/131213.html>

【EUSI 所属研究者による記事・執筆情報紹介】

細谷雄一 (慶應義塾大学法学部教授・EUSI 執行委員)

「キャメロン政権とヨーロッパ統合 イギリスはEUから離脱するのか」

『IIPS Quarterly』(世界平和研究所) Vol. 4, No. 4 (2013年11月15日)

http://www.iips.org/iips_quarterly/iips_quarterly_04_04.pdf

【EU に関するニュース】

2013年11月1日 英企業幹部らへの世論調査、EU加盟の不利益が利益を上回ると46%が回答。市場規制理由に

2013年11月4日 ECB、ユーロ圏内の銀行資産の資本統計発表。独ら3カ国の銀行は資本比率引上必要と指摘

2013年11月5日 EU・トルコ加盟交渉、3年半ぶり再開。アキ・コムノテール第22章(地域政策・構造調整)で

2013年11月5日 欧州委員会、2013年秋季経済予測発表。徐々に回復傾向を示すも外的リスク要因を懸念

2013年11月5日 欧州委員会・ECB・IMF トロイカ調査団、金融支援プログラム進捗調査のためギリシャ訪問

2013年11月6日 欧州委員会、京都議定書第2約束期間(2013-20年)批准への法案提出。1990年より20%削減へ

- 2013年11月6日 Eurostat、9月の小売売上高はユーロ圏17カ国で前月比-0.6%、EU28カ国で同0.3%と発表
- 2013年11月7日 ECB理事会、ユーロ圏主要政策金利利下げ決定、史上最低の0.25%に。独連銀総裁らは反対
- 2013年11月7日 欧州委員会・ECB・IMFトロイカ調査団、キプロス支援プログラム第2回進捗調査完了
- 2013年11月7日 EU、台湾原発ストレステスト外部評価発表。安全基準は高評価も、地震・津波対策強化指摘
- 2013年11月7-9日 E3+3 イラン核協議、ジュネーブで開催。合意寸前に仏が追加措置を主張し、物別れで終了
- 2013年11月8日 第7回EU・韓国定期首脳協議、ブリュッセルで開催。「EU・韓国修好50周年共同宣言」採択
- 2013年11月8日 ECB、ユーロ圏単一銀行破綻処理メカニズム(SRM)は域内全銀行を対象にとの法的見解発表
- 2013年11月10日 欧州委員会、フィリピン台風30号被災に対し緊急支援300万ユーロを拠出
- 2013年11月10-12日 チオロシュ農業担当欧州委員と欧州生産者35団体、日本で欧州農産物GI製品販売促進
- 2013年11月11日 日・EU防災協力閣僚会合、情報交換・相互支援・防災のための兵庫行動枠組強化など協議
- 2013年11月11日 フィリピン台風30号被災に対し、EU市民保護メカニズム(EUCP)発動
- 2013年11月11日 EU-JICA-UNHCR 公開セミナー「安心・安全を保障する開発支援の在り方」国連大学で開催
- 2013年11月11-15日 環大西洋貿易投資連携協定(TTIP)第2回交渉、ブリュッセルで開催。規制緩和など協議
- 2013年11月11-22日 国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)、EUは均衡ある気候変動対策を主張
- 2013年11月12日 若年雇用に関するEU24カ国首脳会議、パリで開催。2年で450億ユーロの雇用対策基金拡充
- 2013年11月13日 欧州委員会、回復強化などを謳う年次成長概観(AGS)採択、2014年European Semester 始動へ
- 2013年11月13日 欧州委員会、経済不均衡に関する年次報告。ドイツの過剰な貿易黒字の不均衡悪化調査開始
- 2013年11月13日 ECB、ストレステスト(健全性審査)の実施要項説明のため、ユーロ圏銀行首脳と初会合
- 2013年11月13日 Eurostat、9月鉱工業生産指数は、ユーロ圏17カ国で前月比0.5%減・EU28カ国で同0.2%減
- 2013年11月14日 ユーログループ財務相会合、アイルランドとスペイン財政健全化を評価、債務支援終了へ
- 2013年11月14日 Eurostat、7-9月実質GDP(速報値)、ユーロ圏17カ国で前期比0.1%増・EU28カ国で同0.2%増
- 2013年11月14日 ECB、ユーロ圏中小企業8300社の資金調達環境に関し、銀行融資拒否増加、域内格差等指摘
- 2013年11月15日 EU財務相理事会、資本不足銀行への欧州安定メカニズム(ESM)の直接資本注入のルール合意
- 2013年11月15日 欧州委員会、ユーロ圏13カ国等の予算案に対する評価査定を発表。EUによる加盟国財政監督

【編集後記】

今回の巻頭エッセイは、南諭子津田塾大学准教授に、国連とEUの関係を国際法の観点から論じて頂きました。国連については、シリア内戦など紛争解決に向けた安保理の機能不全が問われる一方、それでも小国の発言機会などの存在意義があるとする議論もあります。国連のあり方、ひいては国際的な法秩序全体を、安全保障だけでなくEUが主張

するような国際的な人権の保障という観点から捉え直すことは、意義深いこと
だといえるでしょう。

(林 秀毅・EUSI・一橋大学・EUSI メールマガジン編集担当)

今月はEUと東アジア三カ国(日中韓)が個別に定期首脳協議(サミット)を開催する
という、EU・東アジア関係を考える上で最も重要な月となりました。あまり
日本国内では報道されませんが、私自身の専門はEU・中国政治関係でもある
ため、ここではEU・中国首脳協議で採択されたある合意について紹介したいと
思います。

今回の首脳協議のハイライトは、「EU・中国協力 2020 戦略計画」と呼ばれる
合意が採択されたことでした。これは、今年EU・中国関係が"包括的な戦略的
パートナーシップ"として位置付けられてから10年を迎え、今後の中期的な
包括的協力関係を規定したものです。

その内容は極めて多岐にわたり、平和と安全保障といったハイ・ポリティクス
の領域から、繁栄・持続的発展といった経済的・社会的領域、さらには人的
交流に至るまで、4つの重点目標のもと計92項目もの協力内容を規定しており、
今後のEU・中国関係のなかでも基本文書として位置付けられてゆくでしょう。
他方でこれらの目標は、極めて野心的な試みでもあり、どれだけ実現可能性を
伴うものなのかは、今後の両者の意思と能力、とくに両者の対立や違いや距離
を乗り越えて共通の利益や価値を優先し得るかにかかってくると思われま
す。かつて日・EU間には「日・EU協力のための行動計画」という包括的協力関係を
規定した合意がなされました。10年間にわたって日・EU間で多大な努力がな
された結果、当初描いていたほど進展を達成することができずに終わった項目も
残念ながら出ており、それだけに予見が難しい文書でもあります。

EU・中国関係は、通商紛争や人権・武器禁輸・市場経済地位認証問題・知的
財産権・対アフリカ開発など、多くの対立的争点を抱えながらも、力強く前進
してきているのもまた事実です。過去10年間の胡・温体制より今回から中国側
は習・李体制、そして来年からは現行のバローゾ委員会後の新たな体制の下で
EU・中国関係は歩んでゆくこととなります。2020年にはどの程度更に成熟した
関係となるのか、楽しみに眺めてみたいと思います。

(林 大輔・EUSI 慶應分室・EUSI メールマガジン編集担当)

EUSI (EU Studies Institute) in Tokyo
〒186-8601 東京都国立市中 2-1
一橋大学 マーキュリータワー#3504 EUSI 事務局
TEL: 042-580-9117 / E-mail: info@eusi.jp

ご意見、ご感想、配信登録・配信停止、その他メールマガジンについての
問い合わせにつきましてはこちら
E-mail: info@eusi.jp
